

グリーン調達基準

第4版

ウシオ電機株式会社

2014年 12月

グリーン調達基準の構成

1. グリーン調達の目的
2. 適用範囲
3. グリーン調達の考え方（概要）
4. 環境管理システムの構築
5. 製品含有化学物質管理体制の評価
6. 資材に関する調査と認定
7. REACH規則に関する調査
8. グリーン調達の実施運用
9. 調査実施時期
10. 付則

【 付 表 】

- フォーマット 1 : 「製品含有化学物質管理体制自己評価表」 (付表 1)
- フォーマット 2 : 「レベル 1 使用禁止物質不使用保証書」 (付表 2)
- フォーマット 3 : 「調査回答ツールAISフォーマット」
- フォーマット 4 : 「REACH規則の定めるSVHC物質調査報告書」 (付表 4)

【 別 冊 】

- 「化学物質管理レベル分類表」 (別冊 1)
- 「AISフォーマット 記入要領」 (別冊 2)

はじめに

ウシオ電機は、環境と調和した持続可能な社会の実現に向けて、法令を遵守し環境保全と限りある資源の有効活用に取り組んでいます。

このため2003年12月に播磨事業所版グリーン調達基準を制定し、その後2006年12月に全社版として第1版を制定し、2010年3月第2版、2012年4月第3版と版を重ねてまいりました。この基準により国内及び海外法規制に対応し、製品含有化学物質の管理を行います。

弊社は、「グリーン調達」を積極的に推進して参りますが、これには弊社のみならずお取引先様各位のご協力を得た総合的な取り組みが必須となります。皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(参照法令)

※EU RoHS指令:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:174:0088:0110:EN:PDF>

※REACH規則 SVHC: <http://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table>

※REACH規則 制限物質(AnnexXVII)他:

<http://echa.europa.eu/web/guest/regulations/reach/legislation>

改訂履歴

No.	改訂年月	改訂内容
第 1 版	2006年12月	初版制定
第 2 版	2010年 3月	法規制の変化に対応し、新たに PFOS(パーフルオロオクタンスルホン酸)・ベンゾトリアゾール(化審法)などの化学物質の追加を行ない、さらに欧州REACH規制のSVHC(高懸念物質)の化学物質を調査対象化学物質として追加した。 調査の共通性、利便性のためにグリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)及びアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)の調査フォーマットを採用した。 6. 資材に関する調査と認定において、 (1) 含有禁止化学物質の不使用保証書を改訂 (2) 化学物質含有量調査票を変更 別冊 1 化学物質管理レベル分類表をVer. 4からVer. 5に改訂
第 3 版	2012年 4月	調査フォーマットの統合。(従来の化学物質調査票とJGPフォーマットをAISに統一した。) フォーマットに示す版数削除。(最新版はHPを御確認ください。) 別冊 1 化学物質管理レベル分類表をVer. 5からVer. 6に改訂
第 4 版	2014年11月	9. 調査実施時期について、実施時期を見直し。 10. 附則に、本基準の改定、フォーマットを別途指定する場合について追記。

1. グリーン調達目的

ウシオ電機は、環境保全活動の維持・向上を進めることにより、地球・社会・顧客の要望に配慮・対応した事業活動を通じて社会的責任を果たすという環境基本方針の下に、資材の購買活動に対する指針として「グリーン調達基準」を作成しました。今後、この基準に適合したものの調達を推進していきます。お取引先様と共同でグリーン調達を推進してまいりますので、ご支援・ご協力をお願いします。

2. 適用範囲

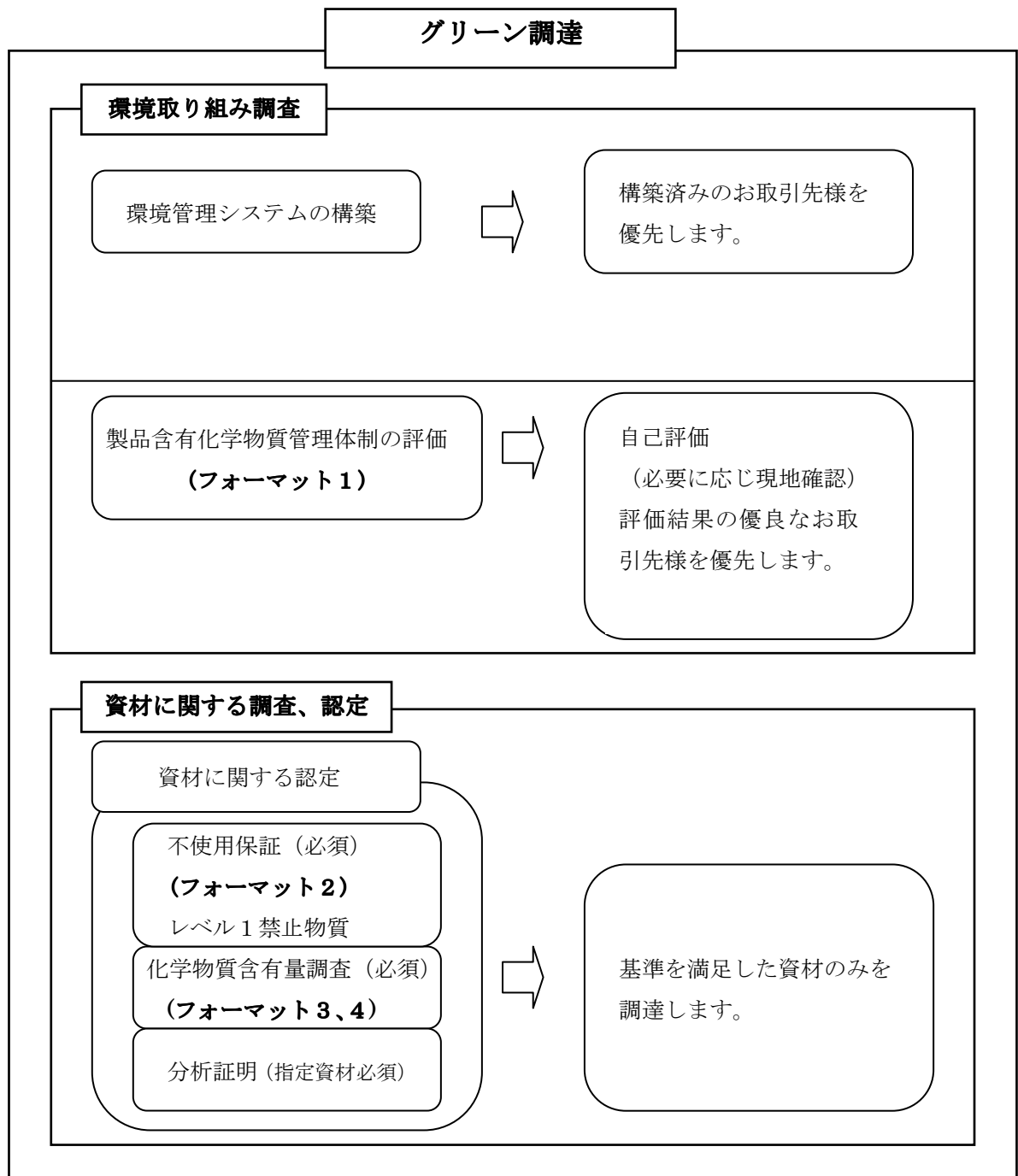
- (1) ウシオ電機の製品を構成する資材〔部品、半製品（組立品、ユニット品）、原材料、包装材料、取扱説明書〕を適用対象とします。
- (2) 製造工程中で、製品構成資材に直接接触するもの、あるいは洗浄等で使用され資材に残留する可能性のある物質も同様な扱いとします。

但し、以下のものは適用除外とします。

- ① ウシオ電機が支給する資材
- ② 禁止物質の含有をウシオ電機が許可した特定の資材

3. グリーン調達の考え方（概要）

ウシオ電機は、下図の概念に基づき、「環境管理システムの構築」及び「製品含有化学物質管理体制の評価」結果の優良なお取引先様を優先して、「資材に関する認定」を満足した資材のみを調達します。



※フォーマット 1～4 は、各目的に応じて作成頂く記入用紙です。

4. 環境管理システムの構築

- (1) ウシオ電機はお取引先様に対し、法規制順守はもとより、環境管理システムの構築 (ISO14001、エコアクション 21 等) をお願いします。
- (2) 環境管理システムの構築されたお取引先様を優先して資材を調達します。

5. 製品含有化学物質管理体制の評価

- (1) 「製品含有化学物質管理体制自己評価表」(付表1)(フォーマット1)等によりお取引先様の評価を行います。
- (2) ウシオ電機で判断し、必要であれば再調査あるいは環境監査(現地確認)をさせていただく場合があります。
- (3) 評価結果の優良なお取引先様を優先します。
- (4) 基準点に満たないお取引先様に対しては、ウシオ電機より改善実施を求め実施のフォローをします。

6. 資材に関する調査と認定

以下の項目を満足し、基準を満足した資材のみを調達します。

(1) 不使用保証 (必須)

- ・「レベル1使用禁止物質不使用保証書」(付表2)(フォーマット2)
「化学物質管理レベル分類表」(別冊1)におけるレベル1使用禁止物質の
不使用を保証し提出いただきます。

(2) 化学物質含有量調査 (必須)

- ・「調査回答ツール AIS フォーマット」(フォーマット3)
アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が提供しています。
以下の URL より 最新版を入手してください。
(<http://www.jamp-info.com/>)

(3) 分析証明 (指示の資材について必須)

別途指示する資材について分析証明の添付を求めることがあります。

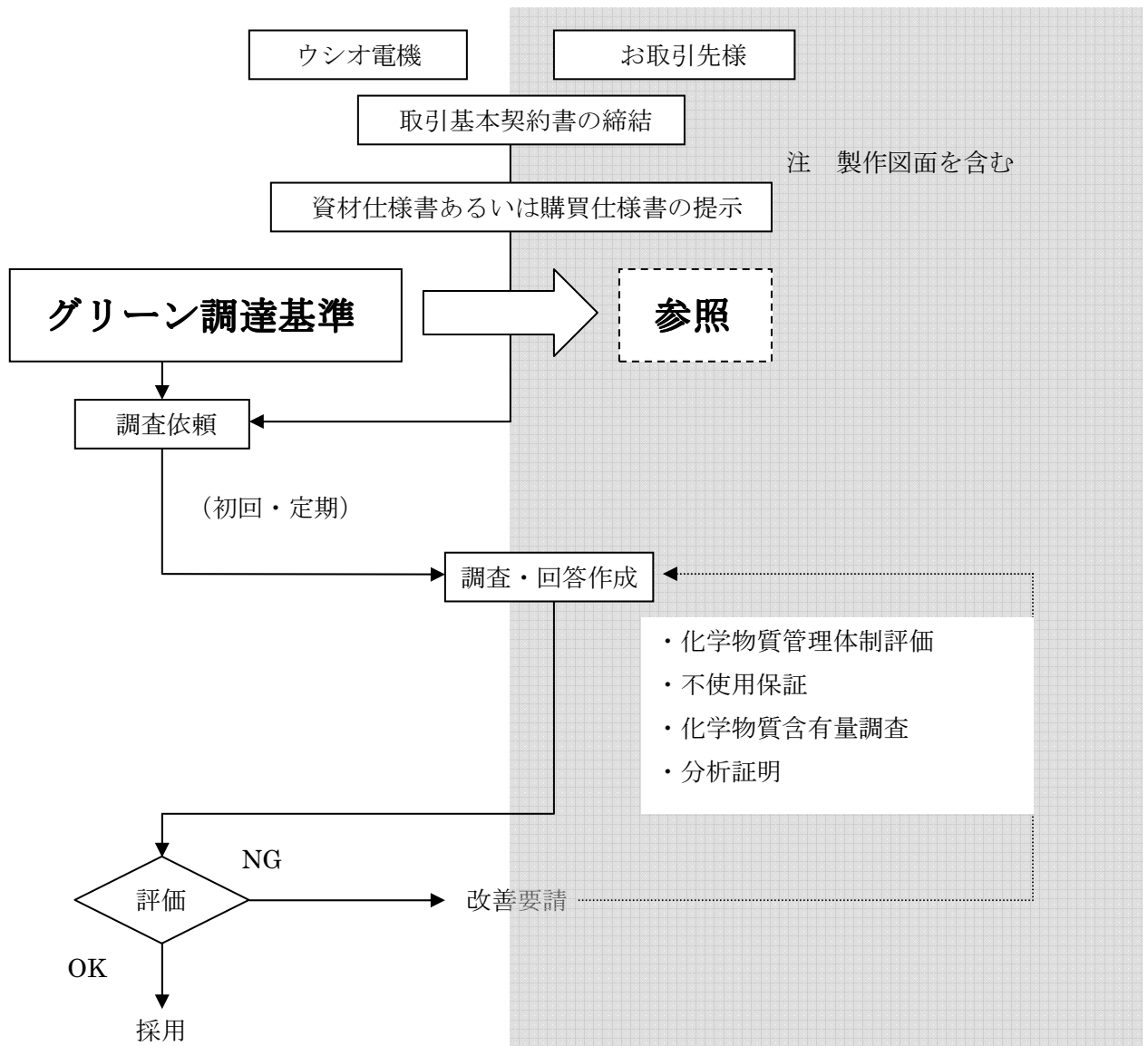
7. REACH 規則に関する調査

REACH 規則の定める SVHC 化学物質に関する調査は次の調査票にて依頼します。

「REACH 規則の定める SVHC 物質調査報告書」（付表 4）（フォーマット 4）

現在 155 物質(2014 年 7 月現在)が対象ですが、以後追加されたら再調査します。

8. グリーン調達の実施運用



9. 調査実施時期

グリーン調達に関する環境取り組みと資材に関する調査を以下の通り実施します。

(1) 環境取り組み調査

「環境管理システムの構築」及び「製品含有化学物質管理体制の評価」について調査、更新を求めます。

実施時期	内容
新規取引の場合	仕様書取り交しし時、 若しくは製作図面提出時
お取引先様変更時	お取引先様(事業所毎)の企業 体質が変化した時
上記以外	適宜実施

(2) 資材に関する調査

資材担当部門が指定する資材について、「不使用保証」、「化学物質含有量の調査」、「分析証明」の調査、更新を求めます。

実施時期	内容
新規取引の場合	仕様書取り交しし時、 若しくは製作図面提出時
ウシオ電機変更時	仕様書変更時、 若しくは製作図面変更時 基準改訂時
お取引先様変更時	自主申告
上記以外	適宜実施

10. 付則

- ・ ご提供頂く情報で貴社ノウハウ・機密事項に関する内容があればその旨を明示ください。
- ・ ご提出頂いた記入結果やその他の資料は当社内で使用し、貴社ノウハウ・機密事項情報に関して互いに取り決めた場合を除き、あるいは公的機関から提出を求められた時を除き外部に公表することはありません。
- ・ 本基準はJAMP、JGPSSIガイドラインに準拠しています。各ガイドライン改定等、社会状況の変化に応じて改訂します。
- ・ 本基準は、予告なく改訂する場合があります。最新の基準は、弊社ホームページを参照します。
- ・ 法令など変更や顧客要求に応じてフォーマットを別途指定し調査することがありますのでご協力お願いいたします。



Lighting—Edge Technologies

グリーン調達基準書 第4版

発行：ウシオ電機株式会社

発行／2014年12月